

## 物価高対応子育て応援手当にかかるよくあるお問い合わせ

No.	分類	質問内容	回答
1	制度	今回の手当の趣旨を教えてください	「物価高対応子育て応援手当」は、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のかどもたちの健やかな成長を応援するために支給するものです。この取り組みは、自治体が迅速に支給することができるよう、原則として申請を待たず支給するものです。
2	制度	児童手当をもらっていれば、今回の「物価高対応子育て応援手当」をもらえるのですか。 所得制限はありますか。	今回の手当は、こどものいるすべての世帯を対象とし、原則児童手当を受給していれば対象となり、所得制限はございません。
3	制度	支給を受けるにあたって、申請は必要ですか。	今回、支給を受けるにあたって、原則として申請を待たず支給するものであり、改めての申請は不要です。(10/1以降に出生した新生児や公務員等を除く。)
4	制度	支給を希望しない場合、手続きは必要ですか。	支給を希望しない場合は、自治体から案内される届出書により手続きをしてください。
5	支給対象者	誰に支給されますか。	令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童の受給資格者、または令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い者に支給されます。 ※令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分になります。
6	支給対象者	支給対象者が死亡した場合、支給されますか。	基本的に現時点の児童手当の支給対象者が受け取ることとなります。個別の事情がございますので、詳細はお住まいの自治体にお問い合わせください。
7	支給対象者	支給対象者が海外に転出した場合、支給されますか。	支給対象者が海外に転出した場合についても、原則として支給の対象となります。個別の事情がございますので、詳細はお住まいの自治体にお問い合わせください。
8	支給対象者	支給対象者と令和7年10月1日以降に離婚をしました。今は私が対象児童を養育していますが支給されますか。	児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、変更後の受給者が申請すれば支給されます。ただし、支給対象者から本手当を受け取っている場合や、既にこどものために本手当が使われている場合はお受け取りいただけません。
9	対象児童	対象児童はいつからいつまでに生まれた児童ですか。	平成19年4月2日から令和8年3月31までに生まれたこどもが対象児童となります。 ※令和8年4月1日以降に生まれた場合は支給対象になりません。
10	対象児童	子どもが生まれたのですが、今回の手当はもらえますか	令和7年9月30までに生まれたこどもについては、児童手当の申請をされている場合はお住いの市区町村から個別の案内が郵送されますので、その連絡をお待ちください。児童手当の申請をされていない方については、先に児童手当の申請が必要になる場合があります。詳細はお住いの自治体にお問い合わせください。  令和7年10月1日から令和8年3月31までに生まれたこどもについては、手当を受けるためには、原則お住まいの市区町村への申請が必要になります。お住いの市区町村から個別の案内が郵送されますのでその連絡をお待ちください。  令和8年4月1日以降に生まれたこどもについては、令和7年度補正予算による実施事業であるため令和7年度末（3月末日）までに生まれたこどもを対象とし、今回の対象にはなりません。

## 物価高対応子育て応援手当にかかるよくあるお問い合わせ

No.	分類	質問内容	回答
11	対象児童	令和7年9月中に対象児童が死亡した場合は、今回の手当の対象となりますか。	令和7年9月分の児童手当の対象となるため、今回の手当の対象となります。
12	対象児童	対象児童が令和7年10月以降に死亡した場合、支給されますか。	対象児童が死亡した場合についても、令和7年9月分の児童手当の支給対象者に支給されます。
13	支給	手当はいつ頃、どのような形で支給されますか。	自治体によって支給時期が異なるため、詳細はお住まいの自治体にお問い合わせください。 また、原則、児童手当を受給している口座に振り込まれます。 ※児童手当受給口座を解約・変更していたり、児童手当受給口座と異なる口座への支給を希望される方はお住まいの自治体にお問い合わせください。
14	支給	手当が支給された場合、何か通知は来ますか。	自治体から受給者への振込通知等の有無は、自治体により異なるため、お住まいの自治体にお問い合わせください。
15	支給	児童手当を受給していた口座を解約しましたが、手続きは必要ですか。	現在お住まいの市区町村で児童手当の口座変更の手続きをしてください。
16	支給	今回の手当は、課税の対象となりますか。	物価高対応子育て応援手当については、所得税及び個人住民税は非課税となります。
17	公務員	公務員は支給を受けるにあたって、申請が必要ですか。	公務員については、お住いの自治体への申請が必要になりますが、まずは所属庁にご確認ください。 ※公務員においては、児童手当は所属庁から支給されるため、今回の手当については改めて自治体への申請が必要となります。(ただし、住所地と所属庁が同じ自治体の場合など、自治体が口座情報等を持っている場合は申請不要となることもあります。)
18	外国人	外国人も手当をもらえますか？	児童手当については、日本国内に住所を有する在留資格のある外国人であって、監護する児童も国内に住所を有する者に限り、支給が認められています。 今回の手当についても同様の取り扱いとしており、令和7年9月分の児童手当を受給している方は対象となります。
19	その他	自治体から案内が届かないのですが。	準備が整い次第案内を送付することとなります。詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。
20	その他	児童手当の受給認定がまだされていないのですが、物価高対応子育て応援手当は支給されますか。	まずは児童手当のお手続き等を含め、お住まいの自治体に御相談ください。 ※児童手当の支給要件を満たしていれば、児童手当の認定請求がされていない方についても今回の手当の支給対象となります。